

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 1 2 日

秋田県自動車販売店協会 御中

秋田運輸支局登録部門

封印取付けの委託申請に必要な添付書類等の統一について

標記について、今般、乙種受託者団体から要請があり、乙種受託者に限り、申請に必要な添付書類を別紙のとおり統一することといたしますので、了知されるとともに、事務処理上遺漏なきよう取り計らい願います。

封印取付けの委託申請に必要な添付書類

1. 販売店証明書（完成検査終了証のある自動車の販売を業とすることが確認できるメーカー又はメインディーラーとの契約書（写し）若しくは証明書）
2. 関係法令を遵守することを誓約した書面
3. 登記事項証明書（現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書）又は住民票
4. 取扱内規（封印の管理に対する組織内の取扱要領）
5. 道路運送車両法施行規則第15条第1項の封印取付け責任者となる者の所属、職名及び氏名を記載した書面。
6. 道路運送車両法施行規則第13条第4号に該当しない旨の誓約書
7. 封印取付け手数料請求権放棄書（無償受託の場合）

令和 年 月 日 現在

封印取付け担当者及び営業所等一覧

(受託者名)

営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名

(日本工業規格A列4判)

令和 年 月 日

封印取付け委託申請書

運輸局 運輸支局長 殿

申請人の住所
氏名又は名称

道路運送車両法第28条の3第1項の規定により封印の取付けの委託を受けたいので道路運送車両法施行規則第12条により申請します。

氏名又は名称 及び住所	
事業場の名称 及び所在地	
封印取付けを行う 自動車の範囲	
備考	

(A列4番)

令和 年 月 日

誓 約 書

東北運輸局 秋田運輸支局長 殿

申請人の住所
氏名又は名称

弊社は、封印取付けの委託を受けた場合の取扱いについては、社内における封印取付け業務の取扱内規を定め、封印を取扱う社員に対する研修を実施するなどの管理体制を整え、道路運送車両法をはじめとする封印取付けに関する規定を遵守して封印取付け業務を的確に遂行することを誓約いたします。

封印取り付け業務社内取扱内規

第1条 (目的)

道路運送車両法(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)、以下車両法という)第28条の3第1項の規定により、〇〇運輸局〇〇運輸支局長から封印取り付けの委託を受ける受託者として、自動車登録番号標(以下、番号標という)及び封印の取り付けを的確に遂行し、並びに出納管理を的確に行うことを目的とする。

第2条 (適用)

車両法等関係法令及び〇〇運輸支局の封印の受託者準則(以下準則という)、封印の取り付け委託に関する取扱要領(以下取扱い要領という)並びに、この内規に定めるところによる。

第3条 (封印取付け委託の範囲)

1. その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合。
2. その販売する自動車(販売用中古自動車を含む)について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合。
3. 変更登録又は移転登録を受ける場合。(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令256号)第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)
4. 車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合。

第4条 (標識等)

封印取付け受託者の標識については、事業場の見やすい場所に掲示し、標識掲示届(準則1号様式)を運輸支局長に提出する。

第5条 (封印取付け責任者の選任)

1. 事業場において、封印の取付け、保管及び出納に関する事項を処理させるため封印取付け責任者及び代務者を選任する。
2. 封印取付け責任者を選任・変更したときは速やかに変更届(準則2号様式)を運輸支局長に提出する。
3. 事業場以外の営業所で封印の取付けを行う場合は施封責任者及び代務者を選任する。

第6条 (封印取付け責任者の職務)

1. 封印取付け責任者は関係法令等及び内規に基づき関係者に指導、監督し的確に業

務の遂行にあたる。

2. 封印取付け責任者は封印の取付け、保管及び出納に関する事項を処理する。
3. 封印の取付けを行う事業場には所定の標識を見やすい場所に掲げる。
4. 封印取付け責任者及び施封責任者名簿（準則第3号様式）を備えこれに記録する。

第7条 （封印の受領）

〇〇運輸支局から封印の交付を受けるときは、封印受領証（準則第8号様式）を提出する。又、各営業所で封印の取付けを行う場合には、事業場に封印授受簿（準則第12号様式）を備え封印の受渡しの状況を明確にする。

第8条 （出張封印確認書）

出張封印において、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する場合は、登録申請時等に出張封印確認書（準則第17号様式）2通を提出する。

第9条 （封印の保管）

登録番号標及び封印は、運輸支局より受領後、封印の数を確認し紛失・盗難のないように厳重に保管する。

第10条 （封印の取付け）

1. 登録番号標及び封印の取付けは、封印取付け責任者又は代務者が行う。
2. 登録番号標及び封印の取付ける際には、自動車検査証に記載されている自動車登録番号、車台番号がそれぞれ実際の登録番号標、車両の車台番号と合致しているかを確認し、又、前後番号標の自動車登録番号が同一であるかを確認する。
3. 封印の取付けは、予め運輸支局に届出した標識を掲げた封印取付け場所において後面登録番号標に的確に施封する。

第11条 （封印取付けの記録）

封印取付けが完了次第、事業場及び各営業所ごとに封印取付け台帳（準則第11号様式）に記録し、封印取付け責任者又は代務者の印を捺印する。

第12条 （封印の打損・紛失）

封印の打損・紛失又は盗難が発生した場合には、速やかに数量、事情を運輸支局長に報告する。

第13条 （封印取付け台帳等の保管）

事業場及び各営業所に封印取付け台帳（準則第11号様式）を備え、取付けに係る自動車の登録年月日、自動車登録番号、車台番号及び施封年月日の記録し2年間保存しなければならない。

第14条 (変更届)

封印取付け受託者の氏名又は名称もしくは住所、又は事業場の名称もしくは所在地（位置の変更を除く）に変更があったときは、速やかに変更届（準則第13号様式）を運輸支局長に提出する。

第15条 (承認の申請)

1. 事業場の位置を変更しようとするときは、予め承認申請書（準則第14号様式）を運輸支局長に提出する。
2. 封印の取付けの業務をやめようとするときは、予め承認申請書（準則第14号様式）を運輸支局長に提出する。

第16条 (無償受託)

手数料の請求を行わない旨を予め文書をもって通知することにより手数料請求を放棄することができる。

附則

- ・この取扱内規は封印受託日より実施する。
- ・この取扱内規に規定する帳簿等は、〇〇運輸支局の「封印の取付け委託に関する取扱要領、及び封印取付け受託者準則」による。

封 印 取 付 け 責 任 者 の 選 任 届

年 月 日

東北運輸局 秋田運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者

封印取付け責任者に以下の者を選任したので届出します。

氏 名	
所 属 部 課 職 名	
選 任 年 月 日	年 月 日
備 考	

令和 年 月 日

東北運輸局 秋田運輸支局長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

誓 約 書

道路運送車両法施行規則 13 条第 4 号に掲げる事項に該当しないことに相違ありません。

代表取締役

取締役

取締役

監査役

(第 1 4 号様式)

【共通】

令和 年 月 日

封印取付け手数料の請求放棄書

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

(受託者)

住 所
名 称

封印取付け業務の手数料請求権は放棄致します。